

HOTEL FUJiTORiiGATE 宿泊約款

(適用範囲)

第 1 条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは当ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な行為をもって不当な要求をしたとき、或いは合理的範囲を超える負担を求めたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊をさせることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔又は言動が著しく異常であって、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。又は、身体、衣類が著しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき。
- (9) 山梨県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1

項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 10 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が特定感染症の患者等であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(4) 宿泊客が、当ホテル若しくは当ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な
行為をもって不当な要求をしたとき、或いは合理的範囲を超える負担を求めたとき。

(5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(6) 山梨県旅館業法施行条例第 6 条の規定する場合に該当するとき。

(7) 宿泊客が、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(8) 寝室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則
の禁止事項(火災および防犯予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が、まだ提供を受
けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきま
す。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方
法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを示していただきま

す。

3. 第1項の登録の際、当ホテルが必要と認める場合に、ご本人確認書類の提示をお願いすることがあります。

(客室の使用時間)

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 午前10時～午後2時迄は、1時間ごとに2,000円
 - (2) 午後3時以降は、部屋料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

1. 当ホテルの施設等の主な営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関の検査等を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、宿泊客の自己管理とします。館内での紛失については当ホテルでは一切責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求める場合があります。ただし、所有者の指示がない場合又は

所有者が判明しないときは、発見日を含め 30 日間保管後、当社所定の管理手順に従い処理いたします。また、食品類や生花などの腐敗する恐れがあるものは、原則として即日で廃棄いたします。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責に帰すべき事由によって、駐車場又はその隣接施設および場内の他の自動車等に損害を与えた場合は、宿泊客又は利用者の責任と費用において一切を賠償していただきます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(別表第 1)

宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係)

	内訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料 (室料 (又は室料+朝食料)) (2) 税金 消費税
	追加料金	(3) 飲食料又は追加飲食 (朝食以外の飲食料) 及びその他の利用料金 (4) 税金 消費税
	税金	イ消費税 ロ宿泊税

備考:税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

基本宿泊料は別に掲示する料金表によります。

(別表第 2)

違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	7 日前	20 日前
契約申込室数						
一般		100%	80%	20%		
団体	5~10 室まで	100%	80%	20%	10%	
	11 室以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短日数にかかわらず、1 日分 (初日)の違約金を収受します。
3. 団体 (5 室以上) の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊室数については、違約金をいたしません。

HOTEL FUJITORiiGATE 利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、宿泊約款第 10 条にもとづいて、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第 7 条により、ご宿泊のご継続をお断りさせていただくこともあります。

非常口

- ・ 入口ドア内側の緊急避難図で、非常口を 2ヶ所以上必ず確認してください。
- ・ 非常口へは、どのお部屋からも 2方向の避難路が用意されておりますので、実際に歩いてお確かめください。

記

- (1) 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないこと。
- (2) 館内に許可なしに外部から出前をおとりにならないこと。
- (3) 廊下又は客室内で暖房用又は炊事用の火気をご使用にならないこと。
- (4) 窓の施錠を操作して開放しないこと。
- (5) 火災防止のため、ベッドの中で喫煙されないこと。
- (6) 外来客を客室内に招いて諸設備および諸物品を使用させないこと。
- (7) 館内および客室内の備品をみだりに所定の場所から移動されないこと。
- (8) 館内および客室内の器具・備品の現状を許可無しに変更したり手を加えたりしないこと。
- (9) 館内に次のようなものをお持込みにならないこと。

イ 愛玩の動物、鳥類等（盲導犬、介護犬は除く）

ロ 悪臭を発するもの

ハ 常識的な量をこえる物品

ニ 許可証のない鉄砲、刀剣類

ホ 火薬、揮発油等の発火しやすいもの

へ その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるもの

- (10) 館内および客室内で高声、放歌又は喧騒な行為等で、他のお客様に不快感をあたえたり 迷惑をかけたりされないこと。
- (11) 館内および客室内でとばくや秩序良俗に反する行為をされないこと。
- (12) 館内で許可なしに他のお客様に広告物を配布したり、物品を販売したりされないこと。
- (13) 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様およびホテルに迷惑をおかけにならないこと。
- (14) 館内の宿泊および営業施設以外の場所に許可なしに立入ったり、立入りを強要され

ないこと。

(15) 他のお客様に不快感をあたえたり、迷惑をおかけしたりするような疾病をお持ちの方の宿泊はお断りさせていただくことがあります。

(16) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。

(17) 廊下やロビー等に所持品を放置されないこと。

(18) 現金、貴金属等の貴重品は、お客様の自己管理とします。館内での紛失についてはホテルは一切責任を負いかねます。

(19) 下記の場所でのお預かり品の保管は、特にご指示のない限り、ご出立後 30 日までとさせていただきます。

イ 客室での洗濯物

ロ フロントおよびクロークルームでのお預かり物